中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise Chushokigyo-chiba



主な内容 [目次]

- p.3 ■トピックス 県当初予算決定/第3回理事会
- p.4 ■特 集 千葉県総合計画
- p.6 ■視 点: コンサルタントの目 マーケティング調査の勧め
- p.8 ■組合Q&A 年度末の決算事務手続き
- p.10 ■施 今チャレンジ新連携
- p.12 ■ご案内
 - 中央会の共済制度
- p.14 ■景 況 情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向
- p.15 ■お知らせ 中央会組織変更と人事。



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご 覧になれます。平成14年4月号 から中央会のサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますので

県当初予算決定

ている。また、今後3年間の県政 成長を支援し、雇用対策も強化し 前年度とほぼ同額の0.5%減。 1兆5334億8300万円で、 般会計当初予算を決定した。総額 で初の策定となる2010年度 などして中小企業の経営安定化と ジ企業支援センター」を新設する 経済対策では「(仮称) チャレン 千葉県はこのほど、森田県政下

のとおり。 経済・雇用対策の主な事業は次 照)も併せて発表された。

指針となる県総合計画案(次汽参

用再生特別基金と緊急雇用基金を 取組みを助成(3200万円)▼ 活用した事業 (116億1000万 雇用対策の拡充=国のふるさと雇 商業活性化事業=商店街活性化の 7000万円)▼地域と連携した 置=県産業振興センターにチャレ を拡大(1600億円)▼(仮称) 機関への預託額を増額し、融資枠 ンジ企業支援センターを設置(3億 チャレンジ企業支援センターの設 ▼中小企業振興資金事業=金融

商工議員連盟と懇談 商工3団体自民党千葉県議会

緊の課題について遺漏のないよう 業の資金繰りや雇用についての喫 のづくり、まちづくり、地域経済 盟(阿部紘一会長)と懇談し、も 自由民主党千葉県議会商工議員連 体は、3月1日千葉市内において、 振興について意見交換した。 合会(末吉一夫会長)の商工3団 (千葉滋胤会長)、千葉県商工会連 特に、年度末にかけての中小企 本会と千葉県商工会議所連合会

連携会議

地域力連携拠点事業に係る

業組合士会(会長=千葉県自動 ついて講演。続いて千葉県中小企 よる意見情報交換会が開かれた。 整備政治連盟石川光雄事務長)に いて組合士交流会を開催した。 組合における税務のポイント」に 当日は税理士の斎藤和子先生が 本会は3月3日、千葉市内にお

本会は3月4日、千葉市内にお

いて女性経営者等交流会を開催し 当日は、社会保険労務士の徳永

特段の配慮を強く訴えた。

事業の実施報告」の後、(有)バ 係る連携会議を開催した。 いて地域力連携拠点事業の実施 事務局からの「地域力連携拠点 本会は3月12日、千葉市内にお

例について」の報告と意見・情報 があり、続いて「各機関の支援事 業支援のあり方について」の講演 孝代表取締役より「今後の中小企 リュー・コンサルティングの安藤 交換が行なわれた。

徴収方法案については原案通り可 了承され、②平成22年度事業計画 並びに収支状況についての報告は 催した。議題の①平成21年度事業 いて平成21年度第3回理事会を開 本会は3月19日、千葉市内にお 収支予算案並びに会費の賦課

決決定し、5月28日の通常総会に 付議されることになった。

千葉県中小企業連盟総会

いての講演があった。

必要な労務管理のポイント」につ 康子先生が「経営者・経営幹部に

業計画案並びに収支予算案等を承 総会を開催し、平成21年度事業報 告並びに決算報告、平成22年度事 千葉県中小企業連盟は3月19 千葉市内において第40回通常

では、篠原敬治本会副会長が次期 会長に選任された。 また、任期満了に伴う役員改選

ワンストップ・サービス・デイ

もので、相談内容は次のとおり。 誌1月号参照)が、地域の中小企 中小企業支援施策の「ワンストッ 月25日の両日、千葉市内において 昨年末に引き続き、2月25日と3 あり、再度、年度末にも実施した しい経済状況が続いていることも 業から好評であり、依然として厳 ンストップ・サービス・デイ(本 プ・サービス・デイ」を開催した。 これは昨年12月に実施されたワ 千葉県、経済産業省、厚生労働 金融庁、地域力連携拠点等は

> 県信用保証協会による金融相談▼ 助成金)の相談▼発明協会千葉県 整助成金(中小企業緊急雇用安定 産業振興センター)による下請取 連合会、千葉県中小企業団体中央 商工会議所連合会、千葉県商工会 千葉県産業振興センター、千葉県 商工組合中央金庫千葉支店、千葉 県の支援施策等の相談 支部による知的財産の相談▼千葉 引相談▼千葉労働局による雇用調 営相談▼下請かけこみ寺(千葉県 断協会による新事業展開などの経 ▼日本政策金融公庫千葉支店、 地域力連携拠点、中小企業診

中央会の主要行事予定

良市文化振興センター ザちば▼全国大会11月18日休=奈 トプラザちば▼専門委員会6月23 28日金午後2時30分=ホテルポー 月7日金午後3時=ホテルポート トプラザちば▼理事会(決算)5 7日金午後2時30分=ホテルポー 中央会会議室▼正副会長会議5月 日水午後3時=ホテルポートプラ プラザちば**▼第54回通常総会**5月 ▼監事会5月6日休午後2時=

100年会館

千葉県総合計画発表 ちば元気プラン

続ける産業づくり」の施策項目の 年度までの3ヵ年計画の「挑戦し う子どもの育成③経済の活性化と を発表した。「くらし満足度日本一」 基本方針となる「千葉県総合計画 た。以下は、そのうちの、平成24 千葉県の10年後の目指す姿を示し 交流基盤の整備の三つの視点から なくらしの実現②千葉の未来を担 を基本理念に掲げ、①安全で豊か 千葉県はこのほど、県政運営の

地の促進 新事業・新産業の創出と企業立

【主な取組

1 産学官の連携による研究開発の

を設置し、 産学官が連携し、課題の克服に向 や新産業の創出を行うためには、 化社会などの新たな社会のニーズ けた取組を行うことが必要です。 に対応した新製品・新技術の開発 そこで、専門のコーディネーター 県内企業が、低炭素社会や高齢 企業相互間、 企業・大

> を支援します。 技術の研究・開発、 社会ニーズに対応した新製品・新 究資金を活用することなどにより、 形成の促進を図り、国の競争的研 学間のマッチングやネットワーク 新産業の創出

業の支援強化 2 ベンチャー企業・研究開発型企

などによる企業の成長段階に応じ ベーション施設の利用を促進し、 ションセンターなどのインキュ テクノプラザ、かずさインキュベー 既存の中小企業の研究開発型企業 た多面的な取組を推進します。 インキュベーション・マネージャー の転換の促進を図るため、 ベンチャー企業の創出・育成や、 東葛

成支援を推進します。 協働のうえ、ベンチャー企業の育 また、 県内経済団体、 企業等と

進 3 技術の高度化と新技術の導入促

化・商品化に向けた支援、 葛 テクノプラザ等を中心に、 千葉県産業支援技術研究所、 研修事 実用 東

> を図ります。 業や技術相談、 する支援などにより技術力の向上 知的財産全般に関

携のネットワークを形成します。 研究機関を含めた産学官の技術連 の交流により、県内の理工系大学 また、企業情報の提供や企業間

4 戦略的企業誘致の推進

再投資を促進します。 県外への流出を防止し、県内への あわせて、立地済み企業やインキュ 研究所への誘致活動を展開します。 みを生かした国内外の企業 の提供を行い、地域の特性・強 本県の多様な魅力に関する情報 プセールスを実施するとともに、 きめ細かなフォローアップにより、 ベーション施設入居企業などへの 積極的な企業訪問活動やトッ

用水の確保等企業ニーズに即した 立地環境の整備を図ります。 また、立地企業への助成や工 業

中小企業の経営基盤の強化

主な取組

場に立った窓口相談や専門家派遣 様で活力ある成長・発展を促進す 上に努めます。 組の促進や中小企業の生産性の 等を行うとともに、経営革新の取 の各段階に応じて、中小企業の立 力を基本とし、 るため、中小企業者の自主的な努 地域社会を支える中小企業の多 創業・成長・発展 向

関や中小企業の事業再生を支援す *との連絡を密にし、支援内容の る千葉県中小企業再生支援協議会 ある支援を行うとともに、 中小企業支援機関と連携し、 層の充実を図ります。 事業の実施に当たっては、 県内

2 資金調達の円滑化

者の資金調達を円滑化します。 保や信用力に乏しい県内中小企業 機関の貸出リスクを引き下げ、 よる保証を付与することで、 減するとともに、信用保証協会に 扱金融機関に預託し融資利率を低 県が融資に係る原資の一 一部を取 担

3 販路開拓に向けた支援

ランド力を高めて、 認定制度などにより、 開発した優れた製品に対する県の 中小・ベンチャー企業が独自に 売れる製品づ

1

中小企業の経営力の向

くりを促進します。

を推進します。
のため、専門家による製品紹介やのため、専門家による製品紹介や

4 海外市場取引の促進

中小企業にとって海外取引は、中小企業にとって海外取引は、海りであるなどの理由から、排戦が難しい状況にあるため、海が困難であるなどの理由から、

として育つことを目指します。集中支援を行い、事業が収益事業展支援など海外ビジネスに対する展支援など海外ビジネスに対する展支援など海外ビジネスに対するの出から専門家派遣、展示会等への出

ネジメント支援5 中小企業の事業承継とリスクマ

である「事業継続計画(BCP)」 ある事業承継について、専門職員 また、大規模地震や風水害、新 型インフルエンザ等の緊急事態に 型インフルエンザ等の緊急事態に かる企業としての危機管理対策

した地域産業の活性化 6 地域づくり・まちづくりと連携

活力の低下が深刻さを増す、商活力の低下が深刻さを増す、商

2月号参照 相談にきめ細やかに対応している(本誌 専門家が常駐し、中小企業の再生に係る 置 平成15年に各都道府県に1箇所ずつ設 =中小企業の事業再生を支援するため 商工連携や地域資源を活用した商 者の増加に結び付ける取組や、農 を幅広く呼び込み、恒常的な来街 の顔となる中心市街地等に来訪者 ベントの支援などを通じて、 品開発などの取組を促進します。 【注】*千葉県中小企業再生支援協議会 また、地域の資源を生かしたイ 企業再生に関する知識と経験を持つ 地域

***BCP** = Business Continuity Plan 本語の年10月号参照。

保・育成雇用対策の推進と産業人材の確

1 雇用機会の創出

【主な取組

はじめとする雇用環境の急速な悪非正規労働者の雇い止め問題を

*の取組の促進を図ります。

ます。 電は、 は、 は、 は、 は、 に、 には成した基金を利用して が、 は、 には成した基金を利用して が、 は、 に対応するため、 にがらの交付

2 就労支援と職業能力の開発

フリーターをはじめとする職業で若年層、出産・子育て等で仕事を離れた女性、障害のある人、中高年齢離職者等、意欲があっても高年齢離職者等、意欲があってもが難しい状況にある方などの就業・だ難しい状況にある方などの就業・だ難しい状況にある方などの就業・

業能力開発を進めます。 関を活用して、就業に結びつく職 NPO 法人、企業等の教育訓練機等技術専門校や大学、専修学校、 高とする様々な求職者を対象に、高とする様々な求職者を対象に、高

マッチの解消を図ります。
ニーズに視点を向け、求職者へのニーズに視点を向け、求職者へのの表がの条件とのででででである。とででは、のののでは、のののでは、働く側(求職)とには、しているのでは、しているのでは、

3 中小企業等の人材確保・育成支

ブカフェちば等での採用支援や企労働力不足に対応するため、ジョ地域の中小企業における将来の

ののます。中小企業等の人材確保の支援を進業のOB人材の活用などにより、

また、ものづくり分野を中心とまた、ものづくり分野を中心とま等の従業員の能力開発を図りままで、中小企業等の従業員の能力開発を対ととを支援するため、県と企業などとを支援するため、県と企業などとを支援するに、ものづくり分野を中心とまた、ものづくり分野を中心とまた。

4 働きやすい環境の整備

意識を醸成していきます。

また、賃金・解雇・労働時間・ また、賃金・解雇・労働時間・ 場の変化・職場の人間関係などに 境の変化・職場の人間関係などに 場の変化・職場の人間関係などに 場の変化・職場の人間関係などに 場の変化・職場の人間関係などに は令等の普及啓発等を充実させ、 労働相談 では、労働関係 が安心して働き続けられる環 がするとともに、労働関係

コンサルタントの

何故やらない、 ーケティング調査の勧め 何故出来ない?

自己中心の成り行き経営 跡を絶たな

こないのである。「知りたくても、 いが、理由はともかく、「業種・業 どうやって調べたらよいか分からな 客の顔が見えている事業者でも商 その製品の需要量がどれ程の量存 良い。製造業であれば、「特定の型 質的には必ずしも地域でなくとも どの町丁に何人いる。」というよう ろうか。「商圏」というと、通常は 圏となると曖昧な返事しか返って 商圏」について質問してみると、顧 である。ところが、「自社の顧客と 在する。」というのも、一種の「商圏 式・仕様・性能を持った自社製品 に、「自社(店)の影響力の及ぶ地 商店の場合を云い、「自店の顧客が 示せる中小企業がどれだけあるだ 」という向きがあるかも知れな 潜在顧客が何処の業界に居て、 の範囲」と解されているが、本 『社(店)の商圏範囲を明確に

> になる。 社の商圏の手入れを怠っていること 明 るからである。したがって、商圏を のようなもの」であるべきと考え を蒔き、 事業者自らが主体的に設定し、 が無い)のではないか?」と疑って はどうでも良いと思っている(関心 商品が売れさえすればそんなこと 途 をしているから、「顧客がどんな用 客不在で自己中心の商売(経営) 我々コンサルタントから見ると、顧 確に認識している中小事業者が極 しまう。というのは、商圏とは、 めて少ない。」ということである。 態に拘らず自社 。確に規定していない事業者は自 やニーズから商品を買おうが、 肥やしをやって耕す、 (店 の商圏を明 種

アンテナを張り巡らせ 自社の商圏を守るために

「マーケティング調査」というと

対処なければならないことになる。

云ってよい。なぜなら、戦略とは書 て戦略の無い経営を行っている」と 一商圏認識の薄い事業者は決まっ

ように思われるかもしれないが

告書として受け取るデータ類

ント会社などに委託し、分厚い なぜかプロの仕事で、「コンサルタ

報

ンテナを張り巡らして絶えず監視 ばよいか」あるいは「一定の客単価 らである。ライバルを意識した上で、 認識のないところに戦略は無いか くざ社会の縄張り」のように、ア ゆえ、商圏内の動向は、あたかも てくる。したがって、自ら設定した のもとに何人の顧客を確保しなけ て勝つための方策」であり、競合 しなければならないのである。それ 商圏は徹頭徹尾ライバルから死守 き顧客の存在範囲 数値計算から商圏として求めるべ ればならないか」という具体的な 商品をどんな用途にどれだけ売れ いて字のとおり、「ライバルと戦 「自社の経営が成り立つには、どの 些細な変化にも関心を持って (商圏)が決まつ

> 圏内の監視作業」なのである。 実は本来事業者自身が行うべき

> > 商

こと自体に意義がある 調査の結果より、 調査する

それを読んで理解した上で事態に で最低二ヶ月は掛かるであろう。 視」にあるとしたら、 たので実感として感じるのである カーで長年調査業務に従事してき ほど有効か分からない。筆者はメー 中を整理しておくことの方がどれ られるよう事業者や管理者の頭の 時々刻々の情報を数字に置き換え 去のデータに他ならない。それより、 したがって、調査報告書は所詮過 変わってしまっていることが多い。 てしまい、その頃には商圏の状況は 対処するには一年の四半期が過ぎ としたら、報告書が出来上がるま マーケティング調査を他人に頼んだ は「監視の結果」ということになる。 マーケティング調査の目的が あたかもコップに半分注がれた 調査報告書

手を打ったのでは既に手遅れになっ

ていると動かし難い事実となって出

てくるのであるが、その時になって

は不明確であっても、

暫く追跡し

を読み取る側にとっては、

多方面

ていることが多い。

したがって数字

か依頼者は解釈のみを求めるので

統計数値というのは、

始め

が余程が

親

切 な

いである

が、

なぜ

るより、 それゆえ、

受け取れるように、調査の数字に はいかようにも解釈できる面があ 水を「多い」とも「少ない」とも 「データをして語らしめる」 なまじ解釈を加え

判

主な調査項目 自他の経営資源 (競争戦略のベース) 経営力 (経営者の力量) 組織力(組織風土、士気) 営業力(市場占拠率) 技術力 (知的財産権) 調達力 (仕入先・ルート)

商圏内の変化 (成長戦略のベース) 需要(潜在需要量、生産· 販売量、販売価格) 顧客(属性、嗜好・ニーズ)

競合(参入・撤退、業容・

業態、商品・客層)

マーケティング調査の対象と

ライバルとの相対関係 自社の強み・弱み」 は

知して、 いった、 それらに基づく総需要量の増減と 業績にかかわる兆しをいち早く察 顧 改正といった業界共通の事象に対 するのであろうか。技術変化や法 る」と述べたが、 重要なことが有る。「ライバルとの ることも重要な対処の仕方の一つで して対応することは勿論のこと、 る。 客のニーズや嗜好の変化、 商圏内を監視して変化に対処す しかし実はそのこと以上に 自社製品の売上高や利益・ 技術力や販売の強化を図 具体的には何を 及び

仮設を立て、幾つかの検証を行え どの「自社の商圏範囲」にしても、 る必要も無くなるのである。 時々刻々入ってくるようにさえして 者に多方面からのデータ数値が のである。そして、事業者や管理 データ数値を解釈するのが一番良い からのデータを総合的に分析し洞 えてくるものである。 ケティング調査に時間と金をかけ おきさえするならば、 .断を下す事業者や管理者自身が する能力が要求されるわけで、 確証の持てる範囲が自ずと見 改めてマー

このように、「自社の強み・弱み」は 戦力比較とそれによる戦略の修正 の場合、もし自社が低価格戦略で ライバルとの相対関係によって変 更を余儀無くされるに違いない。 がこれまで高付加価値戦略を採 きたり、顧客の囲い込み作戦に出 言わせて突然安値攻勢を仕掛けて である。例えば規模の大きなライ な第三の戦略に向けて創りこみを 対抗できないとしたら、即刻新た わってくるものなのである。この例 ていたとしたら、多少なりとも変 てきたとしたらどうだろう。 しなければならない。 、ル企業が、豊富な資金力に物を 自社

ていない 「自社の経営資源 分かっているようで分か

に的確な判断を下せない。 るので、 理能力」の状況は時々刻々変化す が常時監視しておかなければなら 価を心掛けていないと咄嗟の場合 ハウ:知的所有権、 ないのが、自社の経営資源である。 装置」「金:資金(調達力)」「ノウ 人:経営者、 そのような場合に備えて事業者 土地・建物(スペース)、機械 余程意識的に客観的な評 従業員」「物:立 アイディア、管 地

> 店ということになる。 できる店」である。同様に従業員 場合、消費者にとって「より安心 較すると俄然強みになったりする。 う傾向があるからである。一見何 材やノウハウの しい店に比べて、より親しみやす の居付きの良い店は、 仕入ルートが不定の店と比較した 食品を扱っているSMや飲食店は、 例えば、 気ない普通の営みが、ライバルと比 より過大や過小な評価をしてしま メージや苦い経験に囚われて実際 生産者の顔が見える生鮮 価 値 は、 出入りが激 去の

資源を計画的に強化する 時間を掛けて自社の経営

段になり得るからである。 組みが望まれるのである。 ケティング調査と経営戦略が されるべきであり、その為には、マー 育成は常にそのような意図から為 輝くようになる。 かけるならば、 の原石を仕入れて計画的に磨きを 由 おかなければならないもう一つの理 自社の経営資源を常時監視して それが将来の有力な戦略手 意図的かつ計画的 何年か先には光り 研究開発や人材

(中小企業診断士 新井将平

組合Q&A

年度末の決算事務手続き

決算を中心に、年度末から総会ま まで改正のつど本誌で再三お知ら での手続きを中心に述べます。 せしてきましたが、今回は改めて 「改正組合法」については、 これ

確化されました。 なければならない。とされていま 係書類を主たる事務所に備え置か 事に提出しなければならない。② 次のようにその作成・手続きが明 たが、平成18年の法改正により 常総会の1週間前までに決算関 週間前までに決算関係書類を監 これまで、理事は① 通常総会の

提供しなければなりません。 通常総会の通知とともに組合員に た決算関係書類及び事業報告書を、 認を受けなければなりません。 (1)監事の監査後に、 理事は、理事会の承認を受け 決算関係書類及び事業報告書 理事会の承

までに決算関係書類及び事業報告 (3)組合は、 通常総会の2週間前

> 書を主たる事務所及び従たる事務 え置かなければなりません。 (従たる事務所へは写し)

りです。 る「監査報告」の内容は次のとお なお、 監事の決算関係書類に係

又は損失処理案が当該組合の財産 令又は定款に適合しているかどう 剰余金処分案又は損失処理案が法 ているかどうかについての意見③ の重要な点において適正に表示し 又は損失処理案を除く。)が当該組 由⑥追記情報⑦監査報告を作成し かったときは、その旨及びその理 しく不当であるときは、その旨⑤ の状況その他の事情に照らして著 かについての意見④ 剰余金処分案 容②決算関係書類(剰余金処分案 ① 監事の監査の方法及びその内 一査のために必要な調査ができな の財産及び損益の状況のすべて

告書、監査報告書を併せて提供 これからは通常総会の招集にあ を示すことで足りていましたが、 ては会議の目的たる事項 さらに、通常総会の招集にあたっ 決算関係書類、 (議案) 事業報

に備 ないことになりました。 面の場合は郵送) しなければなら

監事が4週間以内に監査報告を理 間を経過した日とされています(* 組合から決算関係書類(業務監査 ありません)。 事に通知することは特段問題では む)が提供されてから、原則4週 権限を有する監事は事業報告を含 知するまでの期間としては、 監事が監査報告を理事

が必要です。

要しますので、年度末終了後に速 告書を事務所に備え置くことが義 書を作成する必要があります。 やかに決算関係書類及び事業報告 総会の開催日までは最低6週間を 告書を監事へ提出した日から通常 務づけられたことから、組合にお 前までに決算関係書類及び事業報 いては、決算関係書類及び事業報 このこと及び通常総会の2週間

限を予め決定することが肝要です。 期間を見極め、 されていないことから、 書類の提出期限は法律に特段規定 監査能力と監査に要する実際の その際、 組合から監事への 関係書類の作成期 個々の監事 関係

> ともに決算関係書類及び事業報告 いて、個々の組合で検討すること 書を組合員に提供する方法等につ 会の開催時期、 報告書の監事への提出時期、 加えて、 決算関係書類及び事業 通常総会の通知と 理事

する必要はないものと考えられて 事業報告書を組合員に事前に提供 がないことから、 には招集手続そのものを行う必要 することができますが、この場合 場合には、 なお、 組合員全員の同意があ 総会の招集手続を省略 決算関係書類、

要なものは、 前提供の対象にはなっていません。 いる収支予算や事業計画などは事 総会の議決を要することとなって 報告書及び監査報告であり、 また、 事前に提供することが必 決算関係書類、 通常 事業

例示すると次言のとおり。 ・度末から通常総会までの日

◎詳細は各組合の担当指導員へ

年度末の決算事務手続き

(平成22年3月決算、5月28日総会の場合の例示)

4月 1日 「決算関係書類」及び事業報告書の作成

組合は、「決算関係書類」(財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失 処理案)及び「事業報告書」を作成しなければならない。

4月 8日 監事への「決算関係書類」及び「事業報告書」の提出

監事の監査権限を会計に限定している組合は「決算関係書類」のみ。

5月 7日 監事の監査、「監査報告」の作成・通知

「決算関係書類」及び「事業報告書」の受領日から4週間経過した日。(監事が4週間を下回る日までに通知すれば、その時点で監査をうけたこととなる)。

5月14日 理事会の開催

理事長は理事会の1週間前までに、各理事に対し、理事会の招集通知を発しなければならない。理事会では通常総会の開催及び議案を議決するとともに、監事の監査を受けた 「決算関係書類」及び「事業報告書」の承認を行なう。

5月17日 通常総会開催通知の発出

組合は①「決算関係書類」及び「事業報告書」を通常総会の2週間前から5年間主たる事務所に備え置き、理事長は、通常総会の議案、日時・場所のほか、理事会で承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」及び「監査報告書」を添付し、会日の10日前までに提供しなければならない。

5月28日 通常総会の開催

①「決算関係書類」及び「事業報告書」の承認、②「事業計画書」、「収支予算書」及び会費の賦課徴収方法その他提出議案の承認

理事会の開催

役員改選があり、改選された理事全員の同意があった場合 代表理事の選任

5月31日 法人税等の確定申告及び納税

事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内(提出期限が土曜日にあたるときは翌々日が、日曜日・祝祭日にあたるときは、翌日が申告・納付期限)

6月11日 届出·認可申請

決算関係書類の提出は通常総会の終了の日から2週間以内 役員変更届は変更後2週間以内 定款変更の認可申請は通常総会終了後すみやかに

登記

変更後(定款変更を伴うものは認可書が到達した日から) 2 週間以内、ただし出資金の 変更は事業年度末日から 4 週間以内

□連携体の条件

- (1)中核となる中小企業が存在すること
- (2)2以上の中小企業が参加すること。他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能です。ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は支援対象外。
- (3)参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。

支援策

一融資の優遇措置

(1)政府系金融機関による低利融資制度

「新連携計画」に基づく設備資金及び運転資金について、金利面(政策金融の中で最優遇の金利) などで優遇しています。

- 日本政策金融公庫(中小企業事業)東京相談センター Tel. 03-3270-1260
- (2)高度化融資制度

「新連携計画」に基づいて4者以上が連携して行う事業に必要な生産・加工施設等の設備資金について、中小企業基盤整備機構が都道府県と協力して融資を行います。なお、融資に当たっては、中小企業基盤整備機構が戦略会議と連携しながら、新連携計画の認定前に高度化事業計画に対するアドバイスを行います。

中小企業基盤整備機構地域経済振興部地域振興企画課 Tel. 03-5470-1528

□信用保証の優遇措置

(1)信用保証の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度で、新連携計画の認定を受けた中小企業者については、普通保証、無担保保証、特別小口保証、売掛金債権担保保証に加えて、別枠で同額の保証を受けることができます。

新事業開拓保証の限度枠の拡大措置もあります。

全国信用保証協会連合会業務部 Tel. 03-6823-1200

(2)情報処理推進機構の債務保証

新連携プロジェクトの実施において、新技術を活用したプログラムの開発に必要な資金について、「新連携計画」に参画する個別企業の返済能力、プロジェクトの内容を評価し、無担保で債務保証を行います。

情報処理推進機構ソフトウェア開発事業部金融グループ Tel. 03-5978-7505

*その他新事業活動促進支援補助金、中小企業投資育成株式会社法の特例、特許料等の減免措置等の優遇措置が講じられております。詳細は

中小企業庁経営支援部新事業促進課 Tel. 03-3501-1767

関東経済産業局新規事業課 Tel. 048-600-0394

今チャレンジ新連携

新連携

□新連携事業とは

新連携(中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます)とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます)を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

□新連携支援のスキーム

【連携体を構築する】⇒【事業計画の作り込み】⇒【経済産業局に申請・認定を受ける】

⇒【事業計画の実施】⇒【事業化】

□新連携事業の要件

新連携事業の計画内容については、異分野の事業者が、経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図るものであることが必要です。

「異分野」とは

日本標準産業分類における細分類(4桁)が異なるものをいいます。ただし、同分類でも、持ち寄る経営資源が異なれば異分野とします。

「新事業活動」とは

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
 - *ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をさしています。ただし、 当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発の段 階にとどまる事業については支援対象外。

「新事業分野開拓」とは

市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。

*計画期間」は3~5年間です。さらに財務面では「新事業活動」により持続的なキャシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要です。

Ⅳ型(定期保険型):無配当 定期保険

~計画的な保障準備と資産準備にご活用いただけるプラン~

【特長】 1. 保険期間中、経営者が万一の場合の大型保障で、企業を守ります。

- 2. 保険期間中、解約返戻金を生存退職金の財源として活用できます。
- 3. 保険料払込期間の短期払を選択すると、短期集中払込みで将来の資産づくりができます。
- 4. 保険期間は、勇退時期等に合わせて、最長98歳まで設定できます。
- ◎三井生命保険株式会社 千葉支社: Tel.043-225-7389 船橋支社: Tel.047-434-9075 柏支社: Tel.04-7164-6457

三井住友海上火災保険の共済制度

■団体傷害保険

- □会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「普通傷害保険」に約 46%割引の有利なご契約でご加入いただけます。
- □政府労災保険の認定を待たずに保険金をお支払いたします。
- □従業員の福利厚生のお役にたちます。

■労災保険

□会員事業所の従業員が業務上または通勤途上の災害を被った場合にお役に立つ「労働災害総合保険」に 55%割引の有利な団体契約でご加入いただけます。

■団体自動車保険

- □会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員の皆さまのマイカーも加入できます。
- □保険料を現金でご用意いただく必要はありません。(保険料はご指定の預金口座からの引落となりますので、保険料をご用意・お支払いただく手間がかかりません。)
- □会員ならではのメリットは掛金が約5%の割引きでご加入いただけます。
- □ご加入受付は随時承っております。
- ◎三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店 千葉第一支社 Tel.043-225-2716

中小企業基盤整備機構の共済制度

■経営セーフティ(中小企業倒産防止)共済

□取引先が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円*)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。取引先の倒産に伴う連鎖倒産を防止するための共済制度です。

*平成22年度税制改正大綱で、貸付限度額が8,000万円に引き上げられる等、制度の見直しが行われる予定です。

- □本制度に加入後6ヶ月以上を経過して、取引先が倒産し(夜逃げ、内整理等は含まれません)、これに伴い売掛金債権及び前渡金返還請求権について回収困難となった場合に、共済金貸付が受けられます。なお、貸付の請求ができる期間は倒産発生日から6ヶ月以内です。
- □共済金の貸付は無担保・無保証人です。ただし、共済金の貸付を受けられますと貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。
- □掛金は税法上経費または損金に算入できます。
- □一時貸付金制度も利用できます。
- ◎独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-5541-7171
- ◎ご契約の際には必ず「ご契約のしおり・約款」等をご覧ください。 詳細については各保険会社、中小企業基盤整備機構あるいは、本会商業連携支援部共済担当 (Tel.043-306-3284) までお問い合わせください。

中央会の共済制度 ~ご加入のおすすめ~

千葉県中小企業団体中央会では、次のような共済を扱っております。これらの制度は、いざというときの「安心」をお届けします。

三井生命保険の共済制度

■特定退職金共済

- □月々わずかな掛金で従業員の退職金を保証するものです。
- □掛金のご負担は全額事業主負担となりますが、従業員1人あたり月額30,000円まで損金(必要経費)として算入でき、従業員の給与にもなりません。
- □退職金は退職者の希望により、年金か一時金のどちらかで受け取っていただけます。
- □死亡退職金については、プラス *a* が加算される等、退職金制度として魅力あるものとなっています。
- □この制度の退職金・給付金は加入者である従業員に直接支払われます。

■オーナーズプラン

□経営者の多様なニーズにお応えするために、次のようなプランを取り揃えております。

I型:Aタイプ(積立保険型):3年ごと利差配当付 利率変動型新積立保険

~大型保障と、資金の積立機能を備え、企業の発展に合わせて見直しも可能なプラン~

【特長】 1. 万一の場合の大型保障で、事業保全資金・死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。

- 2. 新積立保険の機能を活用し、ご勇退時の退職慰労金の財源を計画的に準備できます。
- 3. ご加入後も、保障内容や払込保険料を見直すことができます。
- 4. 保障(定期保険特約2007等)部分の保険料は、損金処理が可能です。
- 5. 3大疾病や特定要介護状態(180日継続)等で所定の状態になった場合の生前給付保障も準備できます。

Bタイプ (終身保険型): 5年ごと利差配当付 <u>終身保険</u>

~一生涯安心の終身保障プラン~

【特長】 1. 終身にわたり、万一の場合を保障します。

- 2. ご勇退時に、解約返戻金を退職慰労金の財源として活用できます。
- 3. 所定の3大疾病や所定の特定要介護状態(180日継続)等で所定の障害状態になった場合の生前給付保障も準備できます。

Ⅱ型 (医療保険型):無配当 |新医療保険2007 | ~医療保障を重視するプラン~

【特長】 1. 短期入院から長期入院までの安心の医療保険です。

- 2. ストレス性疾病や生活習慣病を重点保障する特約などあなたに合った保障をプラスできます。
- 3. 一生涯保障の「終身型」と加入時の保険料が割安な「有期型」から選択可能です。

Ⅲ型 (養老保険型):5年ごと利差配当付 | 養老保険 |

~退職金の財源に重点を置き、さらに保障を備えたプラン~

【特長】 1. 万一の場合、保険金をお支払いします。保険金額は常に同額です。

2. 満期時には、満期保険金をお支払いしますので、退職慰労金等に充てられます。

Ⅳ型(定期保険型):無配当 低解約返戻金型定期保険

~保障準備と将来の計画的な資産づくりにバランスの良い定期保険プラン~

【特長】 1. 保険期間中、経営者が万一の場合の大型保障で、企業を守ります。

- 2. 保険期間中、解約返戻金を生存退職金の財源として活用できます。
- 3. 保険料払込期間の短期払を選択すると、払込完了後の解約返戻金が全期払より多くなります。
- 4. ご加入後保険料のお支払いを中止し、その後も保障が続く払済終身保険に変更できます。

況

県内の中小企業動向 情報連絡員報告を中心とした

2月

■パン製造 【県下全域

て「ノロウィルス」が発生し、全組 合員に対し、注意報を出した。 県内(松戸市)の中学校におい

■味噌製造

厳しい状況下にある。 5%、生産は対前年比91・8%と 味噌出荷累計で対前年比92

めん類製造

の落込みが目立っている。 ている業務用(飲食店・外食向け シャツ製造 販路の主力として比較的安定し 【千葉県・東京都】

注が増えている(単価は減少)。 中国の旧正月の関係で、今は受

様も少量買いが多くなっている。 需要は依然として少ない。お客

県下全域

県下全域

れる現状を憂いている。 格提示のみが業者選定の基準にさ き続き下げ止まりの状態からやや マイナスに振れている模様。低価 売上高は、前月と比較して、引

生コン製造

公共事業の減少、民間投資の不

いて検討を開始している。 低迷により、業界の構造改革につ い状況が続く見通しである。需要 透明感により、当面の環境は厳し

だまだのようである。 が見られたが、月の半ばからは、 再び悪化に転じた。全体的にはま 時的に受注量等に改善の兆し

食肉消費が減少しているため

繋がることを期待する。 業の業績好転が早く、中小活況に 濃くなっている。大手(上場)企 おり、閉塞感と共に、疲弊の色も 低操業状態が1年半にも及んで

■機械部品製造 野田

が上がってきている状況がうかがえ ら回復傾向にある。 る。先行きは不安だが、僅かなが 2月に入り注文が増えて操業度

機械部品製造

発注が増え、在庫が満たされると いる。取引先の在庫がなくなると 発注が減るようである。 業種により繁閑の差が発生して

【県下全域】

工事や東京都の最終処分場造成工 す横浜港南本牧コンテナ埠頭増設 了。今後は、港湾のハブ化を目指 羽田D走路建設工事は2月で終

事に期待をかけている。

【県下全域】

て終了。 滑走路埋立工事)が2月末をもつ 東京国際空港拡張事業(羽田D

員の約8割が対前年売上ダウン。 ■総合卸売 食肉卸売 総じて、景況回復感なし。組合

卸全体の動きが悪くなっている。 ■建築材料卸売 セメントの需要量は42年前の水 【県下全域

落ち込むことは避けられない。 トから人への政策で新年度は更に 準まで落ち込んでいる。コンクリー

段と厳しさを増してきている。

自動車解体 【県下全域

況は相変わらず厳しい。 例して上がりつつあるため、収益状 上がりつつあるが、仕入価格も比 金属スクラップ価格は少しずつ

■電気機器小売 【県下全域

中に在っても3割近くの店はダウ も順調に販売は伸びた模様。その 5月から昨年末まで、不況の中で の店がダウンしている模様。 ンしている。今年に入ってほとんど エコポイントの影響で平成21年

【大網白里

小売 低値安定的状況。これ以上は悪

減を実施している。弱小メーカー 次メーカーでは相変わらず人員削

がある。

みが厳しくなっている。 率を下げるため、取揃商品の絞込 である。商品回転率を上げ、ロス

■中古車販売 【県下全域】

■害虫防除

のみ上向き)。 卸売市場の活況は部 たえに決め手を欠く状況 分的。直販動向と輸出分野の手ご 直販低迷状態が続く(軽自動車

きも鈍い。食品関係は価格競争が はかなり鈍い。新入学関連品の動 物の時期であるが、消費者の動き 年末からのバーゲンも終り、春

と思われる。現状、消費者は必要 姿勢が売上のダウンに繋がっている かつ安い物への消費動向がはっきり 必要なものしか買わないという

■自動車・自転車小売【県下全域

ますの不況感を募らせている。2 不安。繊維関係については、ます に向けての需要に期待したい。 小売・サービス 今の状況がいつまで長引くのか 先月同様ペースダウン。新学期 柏

くならないでという切迫した状況 では廃業も話題になっている。

事を受けても、料金が低下傾向。 の見通しが全くたたない状況。仕 需要の低下が止まらず、先行き

駆除依頼が多くなっている。 この時期としては、ネズミ等の

遊覧船 天候に左右されるため、2月の

寒さと雨で客足が伸びなかった。

年同月比とも景況は悪化となった。 に入った割には、前月比並びに前 学習塾 ■一般廃棄物処理 年度末を目前にし、忙しい時期 【県下全域】

2月に早くも中3生で退塾する 【県下全域】

少し始める月である。 てしまった生徒に多い)、収入は減 者が出現するので(1月に合格し 【県下全域】

の工事が減少している。わずかに 空港のある成田市周辺が良い。 県南及び香取、山武、銚子地区

野田

ちに終わってしまった。 ■輸出入業 2月も良くなった気がしないう 売上の前年同月比が止まった感

堀江勇介(連携支援部経営支援課

31日

中央会の組織変更と人事

知らせします。 に変わりました。 中央会の事務局組織が次のよう 連携支援部の3つの課を部に改)内は旧職名。 人事も含めてお

4月1日

め、連携支援部及び総務課を廃止。

談室副室長 = 鳥居俊夫(主幹·設 立相談室副室長 相談室副室長)▽副参事・設立相 室副室長=錦織義雄(主幹・設立 【設立相談室】副参事・設立相談

長=河野弘樹(副参事・連携支援 支援部主查=白井孝典(連携支援 主幹兼経営支援課副課長)▽経営 支援部主幹=東克典(連携支援部 部副部長兼経営支援課長)▽経営 支援課主事)▽経営支援部主事= 主事=池澤由寿(連携支援部経営 部経営支援課主査)▽経営支援部 【経営支援部】参事·経営支援部

携支援部長兼商業連携支援部長= 【工業連携支援部】参事・工業連

村慎吾(連携支援部工業支援課主 主事)▽工業連携支援部主事=木 箱崎美和(連携支援部工業支援課 副課長) >工業連携支援部主事= (副主幹・連携支援部工業支援課

連携支援部副部長=橋本健一(主 商業連携支援部主事=鷲崎良哉 商業連携支援部副主幹=海老根博 幹・連携支援部商業支援課長)▽ ▽商業連携支援部主事=豊田康寛 【商業連携支援部】副参事・商業 `連携支援部商業支援課主事) ▽ **連携支援部商業支援課副主幹**

援課長) ▽総務部主幹=田川幸宗 次長)▽副参事・総務部副部長= 務部長 = 興津俊雄(参事·事務局 総務課主査)▽総務部主事=岡花 斉藤清(主幹・連携支援部工業支 (連携支援部工業支援課主事 【総務部】参事・事務局次長兼総 ,副主幹·総務部総務課副課長 >総務部主査=古沢安代(総務部

携支援部商業支援課主事 総務部総務課主事=渡邊幸恵 (連

■退職 [3月31日]

今関光俊(参事・連携支援部長)

▽工業連携支援部主幹=福永正昭 事) ▽船渡川孝 岩崎照明(事務局次長兼総務部 ▽宮崎明美

■新規採用 [4月1日] 山内昭紀 = 工業連携支援部

佐々木隼=商業連携支援部

■再雇用 [4月1日] 宮崎明美=総務部

渡邊幸恵 |休職 [4月1日より1年間]

したらご連絡ください 組合住所等に変更があり

(連携支援部商業支援課主事)

予定しておりますので、その節は さい。また、5月には名簿調査を は郵送にて総務部までご連絡くだ 更があった場合は、ファックス又 し協力ください 本会の会員名簿の記載事項に変

(4)組合員数 ③代表者氏名 (1)組合名

(2)連絡先住所

(5)出資金額

(6)電話番号

(7)ファックス番号

(8) Eメールアドレス

(総務部総務課調 (総務部総務課主

HPで[会員名簿]をクリックし http://www.chuokai-chiba.or.jp ご覧になるときは、サイト

> ど所管行政庁に届出を要する事項 役員変更や決算関係書類の提出な

び商店街振興組合法等によって、

組合には、

組合法、

団体法およ

拡充強化 県 中小企業融資を

下げ。 率を原則0・2%引き下げた(観 光施設資金については0・4%引き 資について、4月1日から融資利 千葉県は、 中小企業向け制度融

借換えの制限緩和措置及び融資期 掛債権活用枠」の新設②「挑戦資 追加③「環境保全資金」の新設④ 金」の対象に商店街活性化事業を た。

① 「サポート

短期資金」

に「売 るために、次の点が拡充強化され また、より使いやすい制度とす

(9)郵便番号

まで延長。

間延長措置を2011年3月31日

会員名簿が変わりました

◎詳細は

適用は4月1日の受付分から。

TEO43:223:2707 千葉県商工労働部経営支援課

は電磁式で作成し、ウェブサイト 刷ベースでの作成を中止しており で公開しております。 ます。替わって平成21年度版から 本会の「会員名簿」は従来の印

決算関係書類等の提出を

]、パスワード= を入力してください。

が決まっています。

怠っていた組合は、遺漏なきよう ない休眠組合とみなして、解散命 必ず提出するようにしてください これまで決算関係書類の提出を 令を発する」場合がありますので、 どの提出を怠っていますと、所管 することが義務づけられています。 ら2週間以内に所管行政庁に提出 行政庁はその組合を「活動実態の ホームページからダウンロー 決算関係書類等の提出書は本会 決算関係書類や役員変更届けな 決算関係書類は通常総会に提出 承認を受け、総会終了の日か

http://www.chuokai-chiba.or.jp

できますので、ご活用ください